

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料（昭和61年度法改正に伴う特別措置分）については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要であるとともに、申立人が追納した43年4月から44年3月までの国民年金保険料（復帰特別措置分）については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

国民年金の被保険者期間の保険料は、すべて納付してきたので免除にされているはずはない。沖縄特例期間の年金保険料もすべて納めた。途中1年分の国民年金保険料だけ納めてないというのはあり得ず、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、沖縄特例期間分（復帰特別措置分及び昭和61年度法改正に伴う特別措置分）を含め、国民年金保険料をすべて納付している上、60歳到達時直前の2年間分も、保険料を前納しているとともに、納付日の確認できる期間については、すべて納期限内に納付しているなど、国民年金保険料の納付意識は高かったものと思われ、すべて国民年金保険料を納付してきたとする申立人の主張に不自然さは無い。

また、社会保険庁のオンライン記録では、平成3年6月に申立人の生年月日が昭和13年3月から同年4月に変更されており、それに伴いオンライン記録上も復帰特別措置による追納可能な期間を変更（1年短縮）する必要が生じたことから、昭和43年度と44年度について、当初、共に納付済みとなっていた記録がいったん免除に変更された後、44年度のみが再度納付済みに変更されていることが確認でき、申立人に係る記録管理が適切に行われていなかったことが認められる。

さらに、申立人の生年月日が訂正された平成3年6月の時点で、申立人に対して納付記録が訂正された旨の通知が行われていたはずであるとともに、当時、昭和61年度法改正に伴う特別措置が実施されており、申立人は、当該措置による追納対象期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて追納していることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと

考えるのが自然である。

加えて、当初、納付済みとなっていた申立期間の国民年金保険料がその後に還付された形跡も確認できず、これが還付された事実は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（昭和 61 年度法改正に伴う特別措置分）を追納していたものと認められるとともに、申立人は、申立人が追納した申立期間（復帰特別措置分）の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社X支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、7万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月11日から同年10月1日まで

昭和45年10月1日付けで、A社X支店から同社本店に転勤したが、年金記録を確認したところ、同年9月11日に同社X支店において被保険者資格を喪失した後、同年10月1日に同社本店において資格取得となっている。

しかし、入社以来、当該期間も含めて継続的にA社に勤務しているため、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が発行した在職証明書及び申立人に係る雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間を含む昭和44年3月5日から平成17年3月31日まで継続して勤務し(45年10月1日にA社X支店から同社本店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和45年8月の記録から、7万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の、平成10年7月から12年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年7月から12年6月まで

申立期間の国民年金保険料については、A市役所の国民年金課の受付で「あなたは満60歳を過ぎたので、もう月々の国民年金保険料を支払う必要はありません。しかし、納付猶予2か年分が提出されているので、60歳から65歳までの据え置き期間の5か年の間に未納期間2か年分の18万円余りの保険料を支払うことができます。」と言われ、後日現金でA市役所の国民年金課窓口で納付した記憶があり、当該期間が未納とされていることに納得いかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、納付したとする18万円余りの国民年金保険料がどの期間分に該当するものか明確な認識が無く、60歳以後、国民年金の任意加入の手続きもしていないと主張しているなど、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申請免除されていた昭和59年度から61年度までの国民年金保険料は、既に追納されており、申立人の未納期間についても申立人が国民年金課の窓口で納付指導を受けたとする60歳当時では、既に時効が完成しており、未納期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人が一括納付したとする18万円余りの国民年金保険料額は、上記未納期間及び申立期間と推定される平成10年7月から12年6月までの期間のいずれの国民年金保険料額とも乖離している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年から47年まで

私は、昭和41年から47年まで継続して合資会社A社に出資者かつ社員として勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所から申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとされた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和41年から44年12月31日までの間は、沖縄において厚生年金制度が無く、申立人はA社の従業員として厚生年金保険の被保険者となることができない。

また、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無いほか、A社に係る雇用保険の加入記録も無い。

さらに、複数の同僚出資者かつ社員の証言によると申立期間において出資者かつ社員全員が厚生年金保険へ加入していたか不明としているため、昭和45年1月1日から申立人が退職したとする47年1月27日までのA社における18名の出資者かつ社員の厚生年金保険の加入状況を調査したが、10名について厚生年金保険の加入記録が無いことから、申立期間において同社では、出資者かつ社員全員を厚生年金保険に加入させることはしていなかったと推認せざるを得ない。

加えて、社会保険事務所が保管している申立期間に係る昭和45年1月1日から47年4月1日までの厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を確認したところ、申立人の厚生年金保険被保険者としての名前は見当たらなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。